

企業会計基準委員会委員の倫理規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第58条第4項に基づき、企業会計基準委員会の委員が業務を遂行するにあたって、最低限遵守しなければならない倫理について定めるものである。

(基本原則)

第2条 委員は、業務の遂行にあたり、次の基本原則を遵守しなければならない。

一 誠実性

委員は、専門家としての良心に従い、誠実に業務を遂行しなければならない。

二 独立性

委員は、特定の業界並びに企業、団体及びその他の法人の利益に偏することなく、独立した立場で業務を遂行しなければならない。

三 公正性

委員は、業務の遂行にあたり、公正な立場を維持しなければならない。

四 専門性

委員は、専門的知識、技能及び経験を備え、かつ、その能力向上に努めなければならない。

五 品位の保持

委員は、委員としての社会的信頼又は品位を失墜するような行為をしてはならない。

六 守秘義務

委員は、業務を遂行する過程で知り得た業務上の情報については、公開されているものを除きこれを他に漏洩し、又は私用してはならない。

(宣誓)

第3条 委員は、その就任にあたり、専門家としての良心に従い、誠実、公正に、かつ、独立した立場で、業務を遂行することを宣誓するものとする。

(兼業)

第4条 常勤の委員は、第4項に掲げる場合を除き、その在任中、原則として他の法人その他の団体の役員若しくは使用人となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

ただし、兼業につき止むを得ない事由があり、兼業の解消する時期が確定的で、兼業期間が短く、かつ、理事会の承認を受けた場合には、この限りではない。

2 非常勤の委員は、自らが所属している法人その他の団体及び自らが従事する業務との関係において、一般から公正性及び独立性について誤解を受けることのないように十分に配慮しなければならない。

3 非常勤の委員が自ら所属している法人その他の団体又はその他兼職している職業に変更が生じた場合には、その旨理事長に届けなければならない。

4 常勤の委員が、その職務に支障のない範囲内において非営利組織の非常勤役員等を兼務する場合には、あらかじめ委員長承認を受けなければならない。

(贈答接待等)

第5条 委員は、その従事する業務に直接関係する特定の企業、団体等の法人又は個人から社会慣行を超える接待又は贈答を受けてはならない。

2 委員は、その従事する業務に直接関係する特定の法人その他の団体又は個人に対し、社会慣行を超える接待及び贈答を行ってはならない。

(講演、原稿執筆等及びその報酬)

第6条 委員は、他から直接依頼を受け、委員会の業務として、又は委員として講演及び原稿執筆等を行うときは、あらかじめ委員長の承認を受けなければならない。

2 常勤の委員が前項の規定に該当しない講演及び原稿執筆等を行うときは、あらかじめ委員長に届け出るものとする。

3 第1項の場合において、当該委員に報酬が支払われるときの取扱いについては、委員長が別に定める。

(言動等)

第7条 委員会の公表文書に基づかない意思の表明は、あくまで個人としての意見であることを明確にしなければならない。特に、委員会の議題となっている事項について個人的意見を表明する場合には、委員会の公式見解と誤解されないように注意を払わなければならない。

(投資等)

第8条 常勤の委員は、実質的に自己が行っている有価証券等に対する投資について定期的にその内容を理事長に報告するものとする。

2 前項の定期的な報告についての取扱いは、別に委員長が定める。

3 委員は、職務に関して知り得た非公開情報を利用して投資を行ってはならない。

(求職活動)

第9条 常勤の委員は、任期満了前に辞任する場合又は任期満了(連続して就任する3期目の任期満了を除く。)をもって退任する場合においては、できるだけ早く理事長にその旨報告しなければならない。

2 前項の報告に対して理事長から通知があるまでは、当該委員は、求職のためのいかなる活動も行ってはならない。

(処分)

第10条 委員がこの規則の各条に違反し、委員会の信用を著しく失墜させたと認められるときは、理事長はその委員に対し減給、戒告その他必要かつ適当と認める処分を行うことができる。

附則

この規則は、平成13年9月25日から実施する。

附則

この規則は、平成21年12月10日から実施する。